

# 重要調整池の設置等に関する要綱

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この要綱は、総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号。以下「条例」という。)及び総合治水条例施行規則(平成24年兵庫県規則第25号。以下「規則」という。)に規定する土地の形質を変更する行為(以下「開発行為」という。)に伴う重要調整池の設置等について、必要となる基本的な考え方と手続について定めるものである。

### (適用)

**第2条** 別段の定めがある場合を除くほか、重要調整池の設置、維持管理及び義務免除については、この要綱によるものとする。

## 第2章 重要調整池の設置義務

### (開発者の義務)

**第3条** 開発行為を行う者(以下「開発者」という。)は、重要調整池に係る事前調査並びに重要調整池の設計及び設置にあたっては、重要調整池の許容放流量、計画洪水調整容量及び計画堆砂容量並びに非常用洪水吐の計画流出量を定める「重要調整池の設置に関する技術的基準」(以下「技術的基準」という。)に従い、民法(明治29年法律第89号)第717条に規定する工作物責任又は国家賠償法(昭和22年法律第125号)第2条に規定する営造物責任に留意しつつ行うものとする。

2 開発者は、重要調整池の設計及び設置にあたっては、当該調整池の放流量が技術的基準により定まる許容放流量を上回らないように、また、当該調整池の洪水調整容量及び堆砂容量並びに非常用洪水吐の流出量が技術的基準により定まる計画洪水調整容量及び計画堆砂容量並びに非常用洪水吐の計画流出量をそれぞれ下回らないように設計及び設置を行うものとする。

## 第3章 重要調整池の設置手続

### (事前協議)

**第4条** 開発者は、条例第11条第1項に規定する届(以下「開発行為届」という。)を提出するにあたっては、あらかじめ、開発行為を行う土地の所在市町を所管する県民局長又は県民センター長(以下「所管県民局長」という。)に対し、重要調整池の設置に関する協議を行うものとする。

- 2 前項の協議において、所管県民局長は、開発者が設置しようとする調整池について、その放流量、洪水調整容量及び堆砂容量並びに非常用洪水吐の流出量が技術的基準に適合していることを確認する。
- 3 所管県民局長は、開発行為の規模が10ヘクタールを超えるときは、土木部総合治水課長（以下「本庁所管課長」という。）に協議し、本庁所管課長は開発者が設置しようとする調整池について、前項に準じて確認を行う。
- 4 所管県民局長は、第2項に規定する放流量、洪水調整容量及び堆砂容量並びに非常用洪水吐の流出量の確認を行うため必要な限りにおいて、開発者に対し、調整池の構造に関する設計資料等の提出若しくは説明を求め、又は技術的助言を行う。

#### （開発行為届の方法）

**第5条** 開発行為届は、規則に定める様式第1号に、別表第1に規定する書類等を添付して、所管県民局長に提出するものとする。

- 2 開発行為を複数の開発者が共同で行うときは、連名で開発行為届を提出するものとする。

#### （開発行為変更届）

**第6条** 開発者は、開発計画の変更等により、次の各号に掲げる事項に変更があるときは、遅滞なく、所管県民局長に対し、この要綱に定める様式第1号に、別表第1に規定する書類等を添付して届け出るものとする。

- (1) 代表者の氏名
- (2) 開発行為の規模
- (3) 開発後の流出係数
- (4) 重要調整池の設置位置
- (5) 重要調整池の構造型式
- (6) 重要調整池の放流量
- (7) 重要調整池の洪水調整容量
- (8) 重要調整池の堆砂容量
- (9) 重要調整池の非常用洪水吐の流出量

- 2 第4条及び前条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

#### （開発行為届の適合審査）

**第7条** 所管県民局長は、開発行為届（前条の規定による変更後のものを含む。以下この条において同じ。）が提出されたときは、当該開発行為を行う土地の所在市町の長に対し、当該開発行為に対する意見を求める。

- 2 所管県民局長は、開発行為届の重要調整池の設置に関する計画において、放流量、洪水調整容量及び堆砂容量並びに非常用洪水吐の流出量（以下「放流量等」という。）が技術的基準に適合していることを確認したときは、この要綱に定める様式第2号により、開発者に対してその旨を通知する。
- 3 所管県民局長は、開発行為届に重要調整池の設置に関する計画が含まれていないときは、これを提出するよう指導し、提出されないときは条例第12条第1項に基づき、相当

な期間を定めて、これを提出するよう命じる。

- 4 所管県民局長は、開発行為届の重要調整池の設置に関する計画において、放流量等が技術的基準に適合していないときは、これを是正するよう指導し、是正されないときは条例第12条第2項に基づき、相当な期間を定めて、これを是正するよう命じる。
- 5 所管県民局長は、第2項に規定する放流量等の確認を行うため必要な限りにおいて、開発者に対し、重要調整池の構造に関する設計資料等の提出若しくは説明を求め、又は技術的助言を行う。

#### (調整池の設置時期)

**第8条** 開発者は、前条第2項に基づく通知を受領した後に、開発行為届の重要調整池の設置に関する計画に従って調整池を設置するものとする。ただし、開発行為の着手によりただちに雨水流出量が増加することを考慮し、原則として開発行為の着手当初に、調整池を設置するものとする。

- 2 開発者は、前項に基づき調整池を設置しようとするときは、所管県民局長に対し、この要綱に定める様式第3号により、あらかじめ届け出るものとする。

#### (中間検査等)

**第9条** 開発者は、設置しようとする調整池の放流量等が技術的基準に適合することが、第11条に規定する完了検査によっては確認できなくなるおそれがあるときは、調整池の設置が完了する前であっても、所管県民局長に対し、これを確認するよう求めることができる。

- 2 所管県民局長は、前項に規定する放流量等の確認を行うため必要な限りにおいて、開発者に対し、調整池の構造に関する資料等の提出若しくは説明を求め、又は技術的助言を行う。
- 3 所管県民局長は、開発者が設置しようとする調整池の放流量等が技術的基準に適合しなくなるのが明らかなきときは、当該調整池の設置が完了する前であっても、これを是正するよう指導し、是正されないときは条例第12条第2項に基づき、相当な期間を定めて、これを是正するよう命じる。

#### (設置の完了の届の方法)

**第10条** 条例第13条第1項に規定する重要調整池の設置の完了の届は、規則に定める様式第2号に、別表第2に規定する書類等を添付して、所管県民局長に提出するものとする。

- 2 第5条第2項の規定は、前項の重要調整池の設置の完了の届にこれを準用する。

#### (完了検査)

**第11条** 条例第13条第2項に規定する完了検査は、所管県民局長が、「重要調整池検査基準」に従い、設置された調整池の放流量等が技術的基準に適合していることを確認することにより行う。

- 2 所管県民局長は、設置された調整池の放流量等が技術的基準に適合していることを確認したときは、条例第13条第2項に基づきこれを告示するとともに、この要綱に定める様式第4号により、開発者に対してその旨を通知する。
- 3 前項の場合は、開発者は、重要調整池台帳（要綱様式第5号）を提出し、所管県民局

長は、開発者から提出された重要調整池台帳を、本庁所管課長に送付する。

- 4 所管県民局長は、開発者が調整池を設置しないときは、これを設置するよう指導し、設置されないときは条例第12条第1項に基づき、相当な期間を定めて、これを設置するよう命じる。
- 5 所管県民局長は、設置された調整池の放流量等が技術的基準に適合していないときは、これを是正するよう指導し、是正されないときは条例第12条第2項に基づき、相当な期間を定めて、これを是正するよう命じる。
- 6 所管県民局長は、第2項に規定する放流量等の確認を行うため必要な限りにおいて、開発者に対し、調整池の構造に関する資料等の提出若しくは説明を求め、又は技術的助言を行う。

## 第4章 重要調整池の維持管理義務及び免除

### (維持管理)

**第12条** 設置された重要調整池の維持及び管理は、重要調整池の所有者等（条例第14条の重要調整池の所有者等をいう。以下同じ。）が「重要調整池維持管理基準」及び次の各号に規定するところに従い、適切に行うものとする。

- (1) 重要調整池の所有者等の氏名又は名称、連絡先その他必要な事項について、見やすい場所に看板を掲示すること。
  - (2) 重要調整池に転落防止のための防護柵を設ける等の安全策を講じること。
- 2 所管県民局長は、所有者等が重要調整池の管理を怠るときは、これを是正するよう指導し、是正されないときは条例第15条に基づき、重要調整池の機能を維持するための必要な措置を命じる。

### (義務免除の要件)

**第13条** 所管県民局長は、開発行為に係る土地又は重要調整池が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、条例第16条により、当該重要調整池に係る条例第14条1項に基づく維持管理義務を免除する。

- (1) 開発行為により重要調整池が設置された土地において、その後の事情により、規則第2条第2項に定める方法に基づき算出する流出係数が、開発行為の着手前の当該土地の流出係数以下に下がったと認められる場合において、当該重要調整池の所有者等から維持管理義務の免除の求めがあったとき。
  - (2) 開発行為により重要調整池が設置された土地の一部若しくは全部を含む土地又は当該土地に接する土地において、新たな開発行為が行われることにより新たに設置される重要調整池が、既存の重要調整池の機能を代替できると認められるとき。
  - (3) 重要調整池を、河道拡幅、道路設置その他の公共事業のための用地として使用するとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、所管県民局長は、開発行為に係る土地又は重要調整池が次

の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該重要調整池の維持管理義務の一部を免除する。

- (1) 開発行為により重要調整池が設置された土地において、その後の事情により、規則第2条第2項に定める方法に基づき算出する流出係数が、開発行為の完了時の当該土地の流出係数以下に下がったと認められる場合において、当該重要調整池の所有者等から維持管理義務の免除の求めがあったとき。
- (2) 重要調整池の一部のみを、河道拡幅、道路設置その他の公共事業のための用地として使用するとき。

**(義務免除の告示等)**

**第14条** 所管県民局長は、前条の免除をしたときは、条例第16条第2項により、これを告示する。

- 2 所管県民局長は、前条の免除をしたときは、この要綱に定める様式第6号により、これを当該重要調整池の所有者等に通知するとともに、本庁所管課長に報告する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年3月13日から施行する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成30年8月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に第4条第1項の規定によりなされた協議については、なお従前の例による。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。